

第5章 計画の推進

第5章 計画の推進

男女共同参画社会の実現のためには、県はもちろんのこと市町村、企業、団体等そして県民がそれぞれ主体的に関わり、かつ、相互に連携しながら一体となって取り組んでいくことが重要です。

1 推進体制の充実

(1) 県の推進体制の充実・強化

男女共同参画推進本部機能の充実

県の関係部局で組織される推進組織「山形県男女共同参画推進本部」の機能充実を図るため、情報の共有化や有機的かつ緊密な連携のもと、全庁体制での推進体制確立を図ります。また、これにより男女共同参画推進のための各種施策の充実と効果的な推進に努めます。

男女共同参画審議会機能の充実

男女共同参画社会の形成促進のためには、県民の声を聞き、本県の現状や県民のニーズを反映した施策を展開することが重要です。そのため、山形県男女共同参画推進条例（以下「条例」という。）第20条に基づき、民間の学識経験者のほか公募による委員で構成する「山形県男女共同参画審議会」を設置し、幅広い意見の反映に努めます。

県における男女共同参画の推進

県では、県職員の意識改革、女性の登用・職域拡大や能力開発など、男女共同参画の推進に率先して取り組みます。また、男女ともに生き生きと働く職場、家庭生活と仕事や地域活動などを両立できる職場づくりを目指します。

苦情等への対応

山形県男女共同参画推進条例第17条に基づき、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、県民及び事業者から苦情その他の意見があった場合は、県関係部局と連携を図りながら、適切な処理に努めます。

(2) 山形県男女共同参画センターの機能充実

平成13年4月1日にオープンした「山形県男女共同参画センター（愛称：チェリア）」は、県民の男女共同参画社会形成に関する多様な活動を支援する拠点施設として様々な事業を展開しています。

拠点施設としての役割の充実

男女共同参画社会の形成を促進し、多様な活動を実践する拠点施設としての役割を担うための機能の充実に努めます。

特に、意識改革のための研修や能力開発、人材育成、団体等の自主活動支援、交流・ネットワークづくり、女性問題の総合相談、各種情報等の収集・提供・発信、問題解決のための調査・研究等の機能の充実を図ります。

また、県内の男女共同参画情報等の受信・発信基地としての機能を拡充するため、市町村・各地域の女性団体等とのネットワーク化を図ります。

県民が利用しやすいセンター

働く男女をはじめ、様々な人たちや団体・グループ等による男女共同参画センターの活発な利用を促進するため、新たなニーズの把握に努め、柔軟な事業の展開に取り組みます。

特に、多方面からの取り組みや幅広い事業を実施するため、県内の大学や他の都道府県の男女共同参画センターなどの関係機関との連携を強化するとともに、インターネット等の情報媒体を活用した取り組みの充実を図ります。

また、県内各地でセンター機能を享受できるような対応の検討を進めます。

(3) 計画の進捗状況の管理

山形県男女共同参画審議会及び山形県男女共同参画推進本部において、毎年、計画に基づく施策の実施状況や数値指標に対する達成状況を把握・点検するとともに、山形県男女共同参画白書の作成と公表を行い、計画の着実な推進に努めます。

2 市町村との連携

男女共同参画社会を実現するためには、住民にとって身近な市町村の果たすべき役割は重要です。地域の実情を踏まえた様々な施策が展開されるよう、市町村の体制づくりと男女共同参画計画の策定等を要請するとともに、連携体制の強化に努めます。

(1) 市町村長への働きかけ

市町村長の男女共同参画社会づくりに対する理解が深まるよう働きかけを行います。

(2) 市町村の推進体制等の整備促進

市町村における男女共同参画行政が総合的、積極的に推進されるよう、所管課の明確化や係の設置・担当職員の配置のほか、行政内部の推進本部や有識者等の意見を反映させるための懇話会等の整備、また、職員研修や住民に対する意識啓発などの取り組みが展開されるよう、推進組織体制の整備促進に向け、働きかけと支援に努めます。

(3) 市町村への支援強化

市町村に対して、国、県、市町村における男女共同参画に関する情報を提供するとともに、「市町村主管課長会議、担当者会議」等の情報の場の充実を図ります。

また、市町村が地域の実情を踏まえた男女共同参画計画の策定を行うよう働きかけるとともに、県内市町村の取り組み状況等の情報提供に努めます。

市(区)町村における男女共同参画に関する行動計画策定状況(17.4.1現在)

	策定市(区)町村数 / 全市(区)町村数	策定率(%)
山形県	11 / 44	25.0
全国	957 / 2,417	39.6

(内閣府調べ)

3 NPOや企業等との連携

男女共同参画社会の実現のためには、様々な分野で活躍している女性団体などの果たす役割は重要です。これらの団体等の自主的な取り組みを尊重するとともに、行政とのパートナーシップの確立に努め、連携した取り組みを進めることにより、男女共同参画社会づくりに向けた効果的な事業の推進を図ります。

また、女性の社会進出を促進するとともに、男女を問わず仕事と家庭・地域とのバランスの取れ

た生活を確保するためには、企業の果たす役割は重要であることから、企業が男女共同参画社会の必要性・重要性を認識し、主体的に取り組めるよう、各種情報、資料の提供に努めます。

4 県民との連携

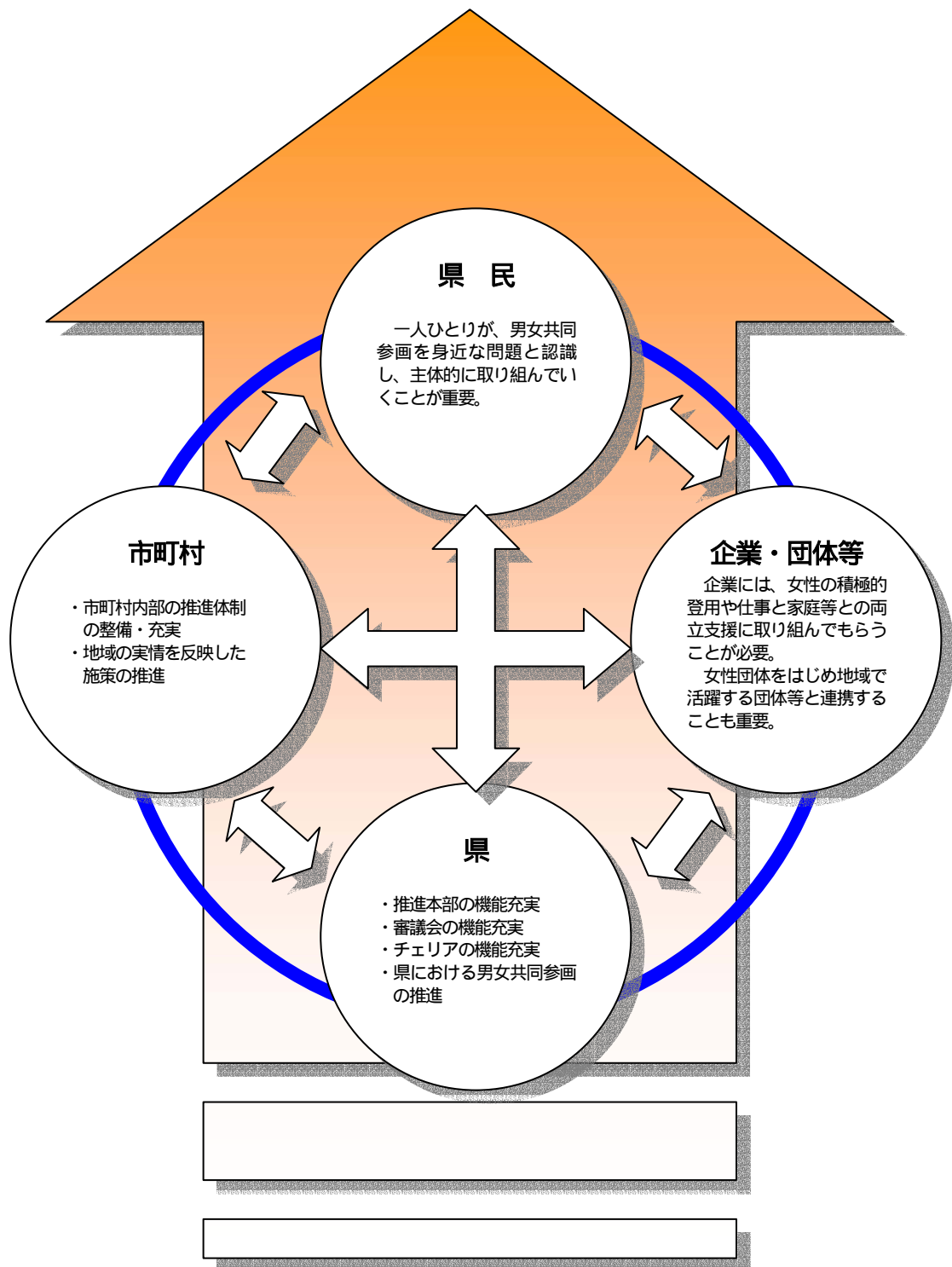
男女共同参画社会づくりは、県民一人ひとりが、男女共同参画を自らのこととして考え、「男性だから、女性だから」ということではなく、一人の人間として、身近なところから取り組みを行うことが大切です。

そのため、あらゆる機会を通して、県民の男女共同参画に関する意識の醸成を図るとともに、取り組みが積極的に展開されるよう、男女共同参画の機運づくりを進めるための地域の推進者を育成するとともに、各種情報の提供、県民の声を聞く機会の確保等の環境整備に努めます。

山形県男女共同参画推進体制図

男女がともに いきいきと活躍する山形県

(男女共同参画社会の実現)



付 属 資 料

付 属 資 料

男女共同参画社会形成に向けての経緯

1 世界の動き

国際婦人年、国際婦人年世界会議（第1回世界女性会議）

国際連合は、1975年（昭和50年）を「国際婦人年」とし、それに続く10年間（1976～1985年）を「国連婦人の十年」と定め、「平等・開発・平和」を目標に、女性の地位向上のための行動を展開することを決定しました。

また、第1回目の世界女性会議である「国際婦人年世界会議」（メキシコシティ）が開催され、各国政府が今後10年間で行うべき取組指針となる「世界行動計画」を採択、世界的規模で各国の行動が開始されました。

女子差別撤廃条約

1980年（昭和55年）の「国連婦人の十年中間年世界会議」（第2回世界女性会議：コペンハーゲン）において「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」が採択され、この条約の批准に向けて世界各国の取り組みが一層進められました。

ナイロビ将来戦略

「国連婦人の十年」の最終年の1985年（昭和60年）には、「国連婦人の十年ナイロビ世界会議」（第3回世界女性会議：ナイロビ）が開催され、10年間の取り組みの評価と見直しが行われ、引き続き男女差別をなくし、女性の地位向上を図るための努力を継続するべき事を確認、「西暦2000年に向けて婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択されました。

さらに、1990年（平成2年）国連経済社会理事会において、ナイロビ将来戦略の実施を早めることを目的に「西暦2000年に向けて婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略の実施に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」（以下「ナイロビ将来戦略勧告」という。）が採択されました。

北京宣言及び行動綱領

1995年（平成7年）には、アジアで初めての「第4回世界女性会議」（北京）が開催され、「北京宣言」と2000年までの国際的指針となる「行動綱領」が採択されました。

「北京宣言」では、女性の権利は人権である等が再確認され、また「行動綱領」は、「女性のエンパワーメント（力をつけること）に関するアジェンダ（予定表）である」とされており、12の重大問題領域を掲げ戦略目標と各国が取るべき行動を定め、可能ならば1996年（平成8年）末までに、各国政府が自国の行動計画を策定し終わることを強く求めました。

女性2000年会議

2000年（平成12年）には、「第4回世界女性会議」をフォローアップするために「女性2000年会議」（国連特別総会：ニューヨーク）が開催され、「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領のための更なる行動とイニシアティブ」（成果文書）が採択されました。

会議では、女性に対する暴力や教育への具体的取り組みが成果文書に盛り込まれたほか、世界における男女平等の実現に向けた多くの提言がなされました。

「北京+10」世界閣僚級会合（第49回国連婦人の地位委員会）

2005年（平成17年）には、1995年の「第4回世界女性会議（通称「北京会議」）」で採択された「北京宣言・行動綱領」、及び2000年の「女性2000年会議」の成果文書の実施状況を評価し、さらに推進していくための今後の戦略について議論がなされました。

2 国内の動き

婦人問題企画推進本部、国内行動計画

1975年（昭和50年）に、「国際婦人年」を契機とする世界的な動きの中で、女性の地位向上のための国内本部機構として「婦人問題企画推進本部」（本部長：内閣総理大臣）を設置するとともに、有識者による「婦人問題企画推進会議」を設置しました。

こうした動きの中で、国際婦人年世界会議で採択された世界行動計画を受けて、1977年（昭和52年）に「国内行動計画」を策定しました。

女子差別撤廃条約の批准

その後、民法・国籍法の一部改正や男女雇用機会均等法の制定、国民年金法の改正など、男女平等に関する法律・制度の整備を進め、1985年（昭和60年）に「女子差別撤廃条約」を72番目に批准しました。

西暦2000年に向けての新国内行動計画

1987年（昭和62年）5月には、「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」を受けて、「西暦2000年に向けての新国内行動計画」を策定しました。また、1991年（平成3年）には、「ナイロビ将来戦略勧告」を受けて、「新国内行動計画」の第一次改定を行い、目標をそれまでの「男女共同参加型社会」から「男女共同参画型社会」に改めました。

国内推進体制の整備

国内推進体制の充実・強化を図るため、1992年（平成4年）内閣に初めて女性問題の担当大臣が任命され、1994年（平成6年）には、内閣に全閣僚をメンバーとする「男女共同参画推進本部」（本部長：内閣総理大臣）を設置、さらに総理府に「男女共同参画室」と「男女共同参画審議会」が設置されました。男女共同参画審議会は、1997年（平成9年）に法律設置となり、男女いずれかの委員数が総数の4/10を下回らないことが明記されました。

男女共同参画2000年プラン

1996年（平成8年）男女共同参画審議会から21世紀初頭の男女共同参画社会への展望と取り組みについて「男女共同参画ビジョン」が答申され、そのビジョンを踏まえて、我が国が直面している少子・高齢化の進展等の社会経済環境の急速な変化に対応するため、男女共同参画社会の形成の促進に関する新たな国内行動計画である「男女共同参画2000年プラン」を策定しました。

男女共同参画社会基本法

1999年（平成11年）6月には、男女共同参画社会の実現に向けた法的根拠となる「男女共同参画社会基本法」を制定し、男女共同参画社会の実現は、21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付けました。

男女共同参画基本計画

男女共同参画社会基本法の制定を受け、2000年（平成12年）12月に「男女共同参画基本計画」を策定されました。国は、この基本計画に基づき社会のあらゆる分野に男女共同参画の視点

を反映させ、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することとなりました。

この計画では11の重点目標を掲げており、2010年(平成22年)までを見通した長期的な政策の方向性を示すとともに、平成17年度末までに実施する具体的な施策を記述しています。

男女共同参画会議と内閣府男女共同参画局の設置

2001年(平成13年)1月6日からの中央省庁等改革において、「男女共同参画計画」の推進を図るため内閣府の中に基本的な政策及び重要事項の調査審議や監視等を行うことができる「男女共同参画会議」が設置され、また内閣府に男女共同参画局が設置されるなど、推進体制が整備・強化されました。

男女共同参画基本計画(第2次)

2005年(平成17年)12月に、男女共同参画社会基本法第13条に基づき、「男女共同参画基本計画(第2次)」が策定されました。

男女共同参画社会の形成に当たっては、国だけでなく地方公共団体や国民の取り組みも重要であることから、国と地方公共団体、国民各層との連携をより一層深めつつ、計画に掲げた施策を着実に推進し、男女共同参画社会の形成を期することとしています。

この計画では12の重点分野を掲げ、それぞれについて2020年(平成32年)までを見通した長期的な政策の方向性を示すとともに、2010年(平成22年)度末までに実施する具体的な施策を記述しています。

3 山形県の動き

山形県婦人問題推進体制、第一次県内行動計画

1977年(昭和52年)4月、今後を展望した婦人行政の総合推進を図る窓口として、これまでの青少年課を青少年婦人課に改組し、10月には知事を本部長とする「山形県婦人問題推進本部」を設置しました。

また、1978年(昭和53年)2月に、県内の有識者から意見を聞くための知事の諮問機関として「婦人問題推進懇話会」を設置し、その提言を受けて1979年(昭和54年)3月には、1987年(昭和62年)までの10年間を推進期間とする「婦人問題推進のための県内行動計画(第一次行動計画)」を策定しました。

女性リーダー養成事業等

1980年(昭和55年)婦人の能力をのばし婦人リーダーを養成するために、婦人大学講座を開設しました。また、1986年(昭和61年)から開設した家庭教育・洋上セミナーでは、途中名称を変えながら13年間で延べ3,483名が参加し、各地域に新たなグループ、リーダーが誕生しました。また、1990年(平成2年)から5年間、女性リーダーの総合講座として「ミズ・コメント養成講座」を開設し、約450名の修了生は県内各地で活躍しています。

「新やまがた女性プラン」の策定～「山形県女性議会」の開催

1988年(昭和63年)3月、男女共同参画による豊かな地域社会の実現を目指す「新やまがた女性プラン～新しい男女共同社会をめざして～」(以下「女性プラン」という。)を策定しました。これは、1979年(昭和54年)3月に策定された第一期行動計画「県内行動計画」に継ぐもので、これまでの推進期間中の取り組みの成果を踏まえ、来るべき21世紀を展望した取り組むべき課題を設定し、男女共同参画社会の実現に向けた県民の指標を掲げました。

1988年(昭和63年)11月に県庁講堂において、女性プランを広く県民に知ってもらうため、「山形県(模擬)女性議会」を県と県婦人団体連絡協議会の主催で開催しました。

「新やまがた女性プラン」第一次改定～「時を紡ぐやまがたの女性たち」

「女性プラン」策定後、ナイロビ将来戦略の見直しと勧告、新国内行動計画の第一次改定などの動きの中、本県においても「山形県新総合発展計画」が新たに策定され、これらとの整合を図りながら、1995年(平成7年)3月「女性プラン」の第一次改定を行いました。総合目標として、21世紀に向けて男女共同参画による豊かな地域社会の実現を掲げ、また、県の審議会等全体の平均登用率を20%以上とする具体的目標を掲げました。

1990年(平成2年)から着手した山形県の女性の歩みの編纂事業が終了し、「時を紡ぐやまがたの女性たち」を平成7年3月に刊行しました。

「山形県男女共同参画計画」の策定～男女共同参画センターの開設

1999年(平成11年)6月に「男女共同参画社会基本法」が成立し、その中で、各都道府県の計画策定が義務づけられ、また、「女性プラン」(第二期県内行動計画)の推進期間が2001年3月(平成12年度)で終了することから、平成13年度から22年度までの10年間を推進期間とする新たな県内行動計画として「山形県男女共同参画計画」(以下「参画計画」という。)を策定しました。

また、1994年(平成6年)の「女性プラン」(第一次改定)の中で、基本施策として掲げられた「女性総合センター(仮称)」が、基本構想、基本計画を経て、2001年(平成13年)4月に「男女共同参画センター」としてオープンしました。

2000年(平成12年)には、青少年女性室を男女共同参画室に改組、また本部名も「男女共同参画推進本部」(本部長：副知事)に改組し、男女共同参画行政の推進体制の強化を図りました。

「山形県男女共同参画推進条例」の制定、山形県男女共同参画審議会の設置

2002年(平成14年)7月、市町村及び国と連携・協力しながら、県が県民、事業者と一体となって男女共同参画を進めるため、「山形県男女共同参画推進条例」(以下「条例」という。)を制定しました。

また、同年11月に、条例第20条の規定により、男女共同参画計画その他男女共同参画の推進に関する重要事項について調査審議するため、知事の諮問機関として「山形県男女共同参画審議会」を設置しました。

女性施策推進体制の強化

2005年(平成17年)4月、女性の声を県政に反映させ、女性が力を発揮できる環境づくりに積極的に取り組んでいくため、男女共同参画室を女性青少年政策室に改組し、組織体制が強化されました。

所管する男女共同参画、青少年対策、少子化対策は、今後の元気で豊かな山形県を創り上げていく上で、女性の視点や声を反映させることが特に求められている分野であることから、庁内各部局にまたがったの関連施策の調整・連携を図る全庁調整を担うこととなりました。

「山形県男女共同参画計画(改訂版)」・「山形県DV被害者支援基本計画」の策定

2001年(平成13年)3月に策定した参画計画の計画期間の中間年となる2005年(平成17年)度に、社会情勢の変化やこれまでの取り組みの成果・課題を踏まえ、現行計画を見直し、2010年(平成22年)度までの男女共同参画を推進するための行政や県民の取り組みを具体的に示した「山形県男女共同参画計画(改訂版)」を、2006年(平成18年)3

月に策定しました。

また同じく、2004年（平成16年）12月に改正された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」第2条の3第1項において、都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画の策定が義務づけられたことを受けて、「山形県DV被害者支援基本計画」を策定しました。

山形県男女共同参画推進条例

平成14年7月2日

山形県条例第45号

目次

前文

第1章 総則（第1条 - 第7条）

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等（第8条 - 第19条）

第3章 男女共同参画審議会（第20条 - 第26条）

附則

私たちが目指す21世紀の社会は、男女が性別にかかわらず個人として尊重され、自らの意思と選択によってのびやかに生きることができる社会である。また、男女が共に助け合い、力を合わせて地域の未来を創り出していく社会である。

しかしながら、依然として性別によって役割を固定的にとらえる人びとの意識やこれを反映した社会慣行などが様々な分野に根強く残っている状況にある。

山形県においては、男女共同参画社会の実現に向けて様々な取組が進められてきたところであり、また、夫婦共働き世帯が多いなど女性の就業割合が全国の中で高い状況にあるが、男女が平等に能力を発揮できる機会の確保や適正な評価がなされる環境が十分に整っているとは言えず、家庭生活や地域活動においても男女が対等な立場で関わる状況には未だ至っていない。

本格的な少子高齢社会の到来、家族形態の多様化、国際化の進展等社会経済情勢の大きな変化に対応しつつ、次代を担う子供達が健やかに生まれ育ち、将来にわたって活力あふれる地域社会を築いていくためには、男女があらゆる分野に共に参画し、喜びと責任を分かち合うことのできる男女共同参画社会の早期実現を目指していかなければならない。

このような認識に立ち、県民、事業者及び行政が連携し、一体となって男女共同参画の推進に取り組むことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画の推進 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会の実現に向けて取り組むことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として行われなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担意識等を反映して、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。

3 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

5 男女共同参画の推進に当たっては、男女が性別による身体的特徴の違いについて互いに理解を深めることにより、男女の生涯にわたる健康が確保されるよう配慮されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、男女共同参画の推進に当たり、県民、事業者、市町村及び国と連携し、及び協力して取り組むものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、基本理念にのっとり、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に努めるものとする。

2 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動における男女の均等な機会の確保(積極的改善措置を含む。)、職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立して行うことができるような就業環境の整備その他の事業活動における男女共同参画の推進に努めるものとする。

2 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(性別による権利侵害に関する配慮)

第7条 何人も、あらゆる場において、性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント(性的な言動により当該言動を受けた者の生活環境を害する行為又は性的な言動を受けた者の対応によりその者に不利益を与える行為をいう。)及び配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)に対する身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為により男女の人権を損なうことのないようにしなければならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等

(男女共同参画計画)

第8条 知事は、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第1項の規定により男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「男女共同参画計画」という。)を定め、又は変更するに当たっては、山形県男女共同参画審議会に意見を求めるとともに、県民の意見を聴くものとする。

(広報活動等)

第 9 条 県は、男女共同参画の推進に関する県民及び事業者の理解を深めるために必要な広報活動等を行うものとする。

(教育の推進等)

第 10 条 県は、学校教育その他の教育及び生涯学習の場において、男女共同参画の推進に関する教育の推進、学習の機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(家庭生活における活動とその他の活動との両立支援)

第 11 条 県は、家族を構成する男女が共に家庭生活における活動と職業生活における活動その他の活動とを両立できるように、支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

(県民等の活動に対する支援)

第 12 条 県は、県民及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(市町村への支援)

第 13 条 県は、市町村の男女共同参画計画の策定及び施策の推進を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(調査研究)

第 14 条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するため、必要な調査研究を行うものとする。

(事業者の調査協力)

第 15 条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策の推進のために必要があると認めるときは、事業者に対し、男女の就業状況その他男女共同参画の推進に係る取組状況を把握するための調査について協力を求めることができる。

(男女共同参画の推進の状況等の公表)

第 16 条 知事は、毎年度、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について公表するものとする。

(苦情等及び相談への対応)

第 17 条 県は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、県民及び事業者から苦情その他の意見の申出があった場合は、適切に対応するものとする。

2 知事は、前項の規定に基づく申出があった場合において、必要と認めるときは山形県男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

3 県は、第 7 条に掲げる行為その他の男女共同参画の推進を妨げる行為についての県民又は事業者からの相談に適切に対応するものとする。

(推進体制の整備)

第 18 条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ効果的に実施するため、必要な推進体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第 19 条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

第3章 男女共同参画審議会

(審議会の設置)

第20条 男女共同参画計画その他男女共同参画の推進に関する重要事項について、知事の諮問に応じ、調査審議させるため、山形県男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織等)

第21条 審議会は、委員15人以内で組織する。

- 2 委員のうち、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満とならないものとする。
- 3 委員は、男女共同参画に関し学識経験を有する者及び公募に応じた者のうちから、知事が任命する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることを妨げない。

(会長)

第22条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第23条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、前項の会議の議長となる。
- 3 審議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第24条 審議会は、県民及び事業者からの苦情その他の意見の申出等について調査審議させるために部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長が指名する。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
- 6 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条第1項及び第2項中「会長」とあるのは「部会長」と、同条第3項及び第4項中「委員」とあるのは「当該部会に属する委員」と読み替えるものとする。
- 7 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(庶務)

第25条 審議会の庶務は、文化環境部において処理する。

(委任)

第26条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

男女共同参画基本法

平成11年6月23日法律第78号

目次

前文

第1章 総則（第1条 - 第12条）

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条 - 第20条）

第3章 男女共同参画会議（第21条 - 第28条）

附則

（前文）

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が

尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男

女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第 19 条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第 20 条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第 3 章 男女共同参画会議

(設置)

第 21 条 内閣府に、男女共同参画会議 (以下「会議」という。) を置く。

(所掌事務)

第 22 条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第 13 条第 3 項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前 2 号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第 23 条 会議は、議長及び議員 24 人以内をもって組織する。

(議長)

第 24 条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第 25 条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第 2 号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の 10 分の 5 未満であってはならない。
 - 3 第 1 項第 2 号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。
 - 4 第 1 項第 2 号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第 26 条 前条第 1 項第 2 号の議員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第 1 項第 2 号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

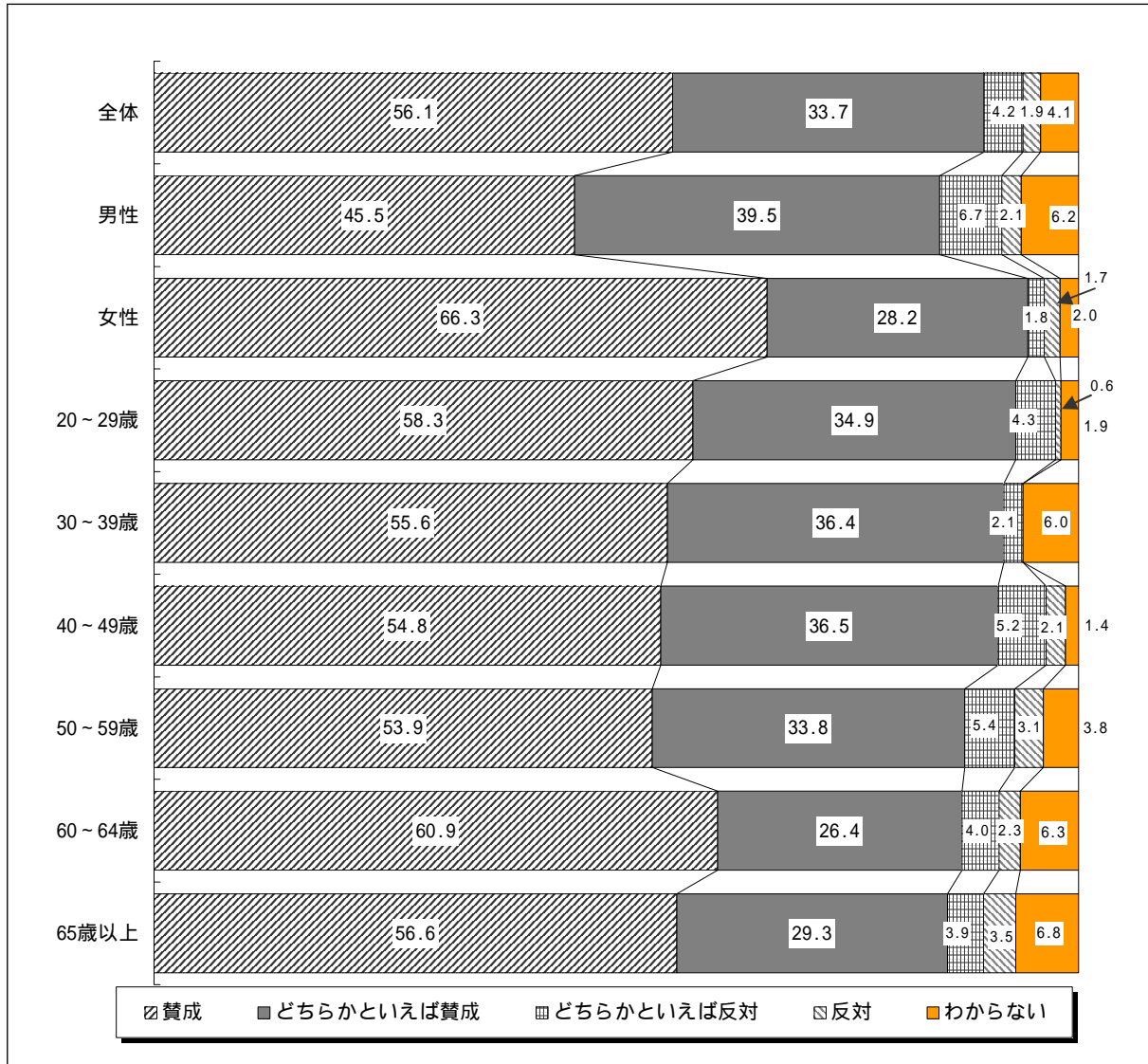
第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (略)

参考データ

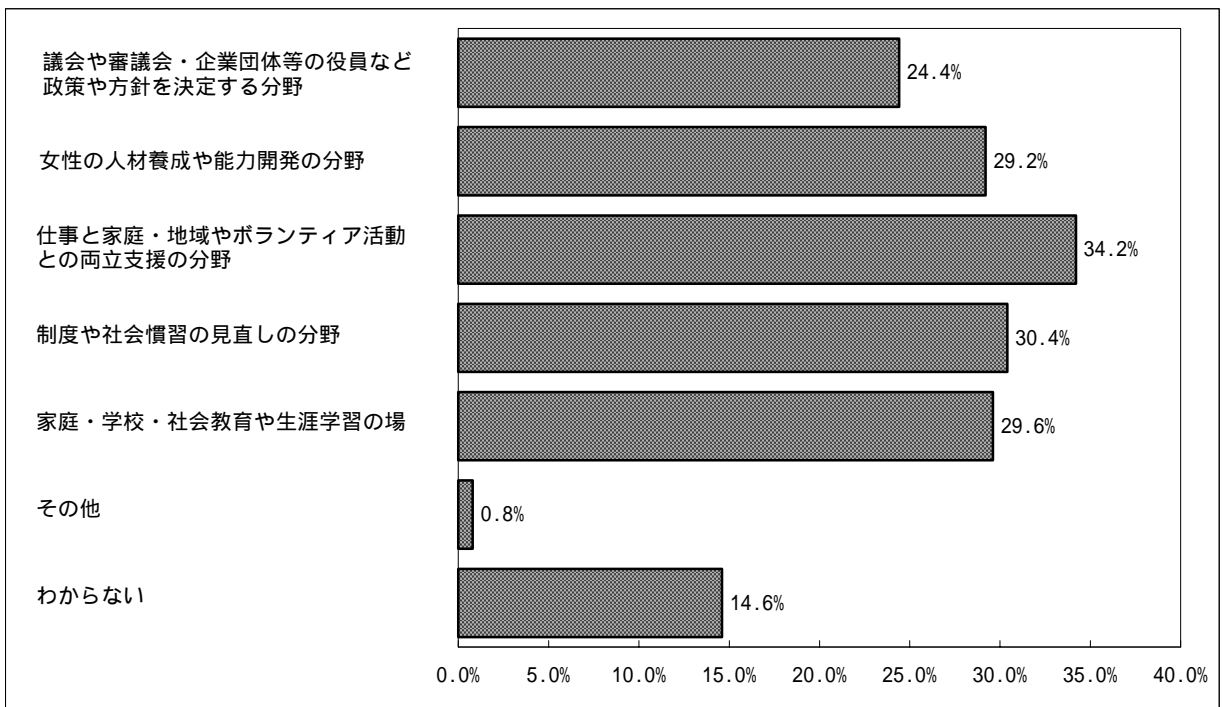
1 平成15年度新世紀やまがた課題調査（抜粋）

（1）男女が共に仕事を持ち、夫婦で家事育児を協力分担することについて（性別、年齢別）

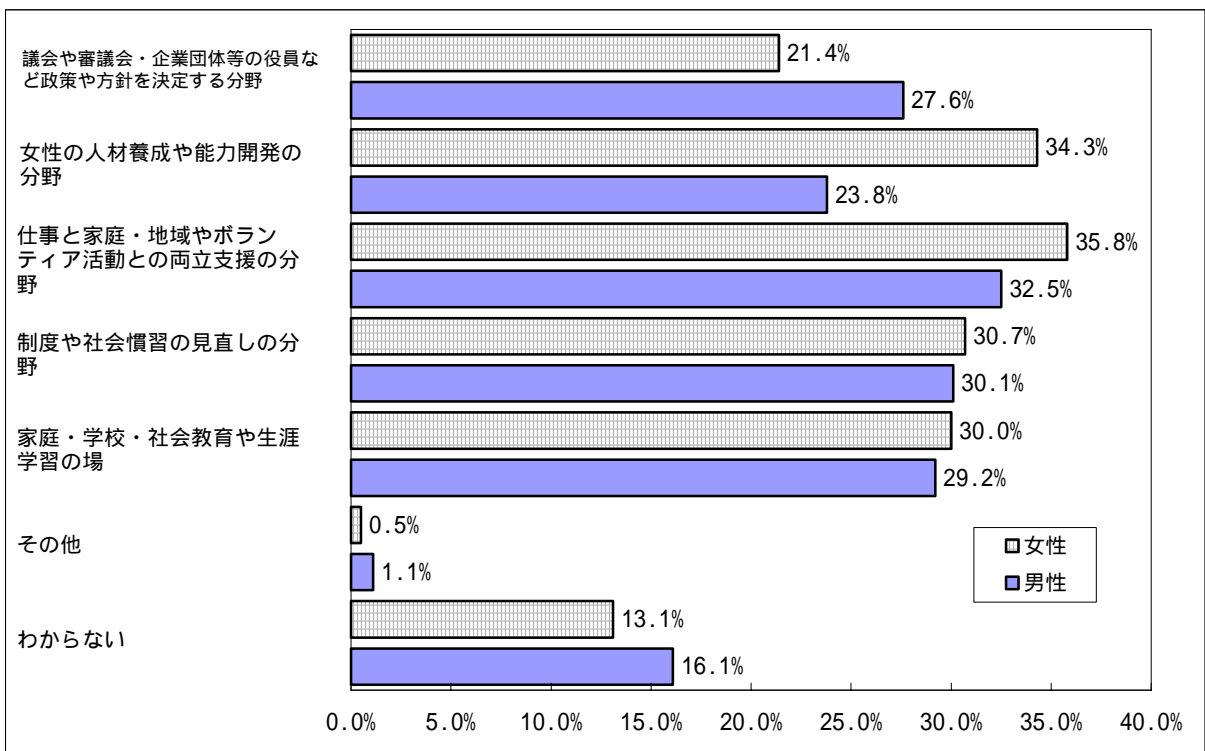


(2) 男女共同参画社会の実現のために重視する分野について

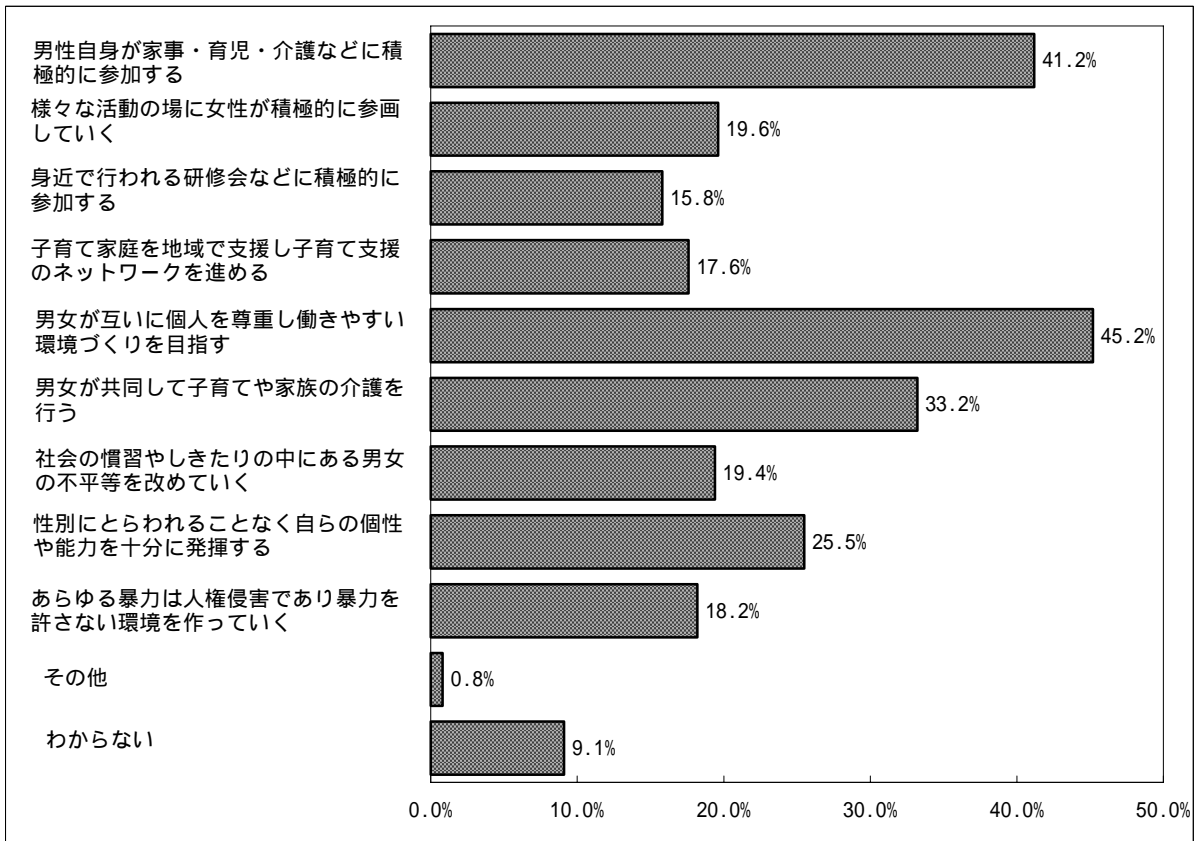
全体



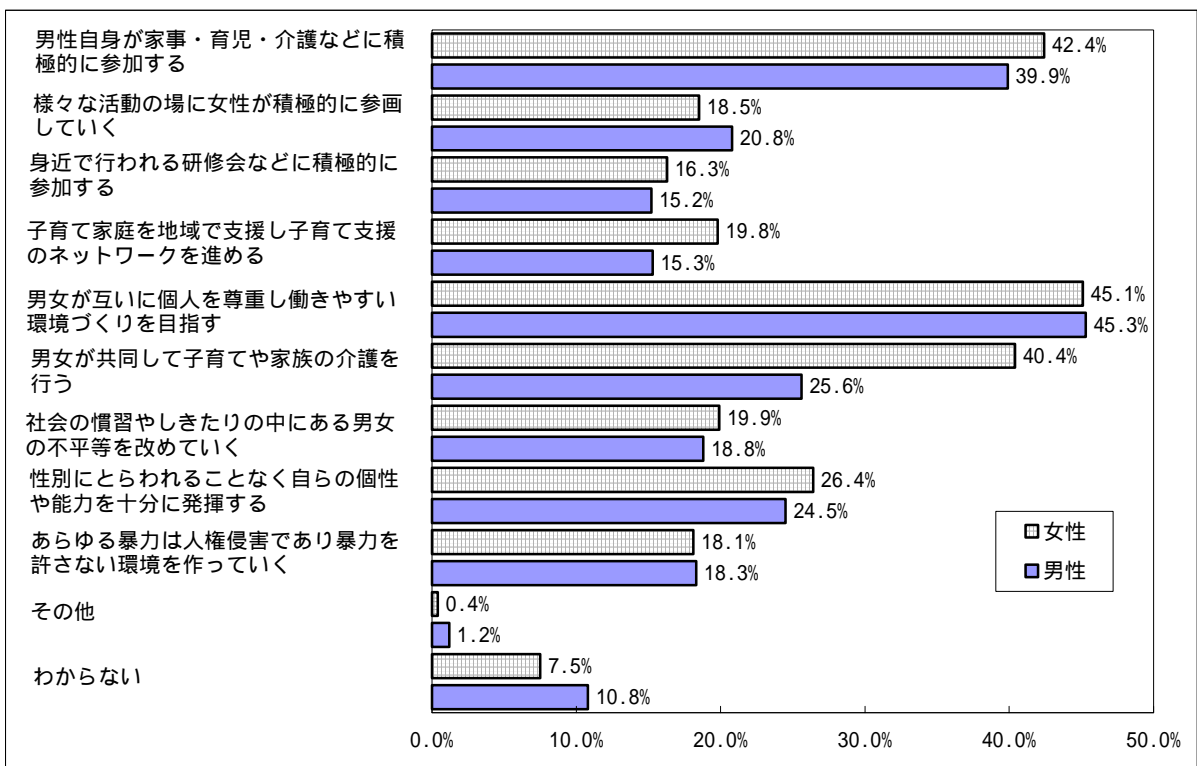
男女別



(3) 男女共同参画の推進に期待すること
 関心を持ち、関わってもよいと思えること
 ア 全体

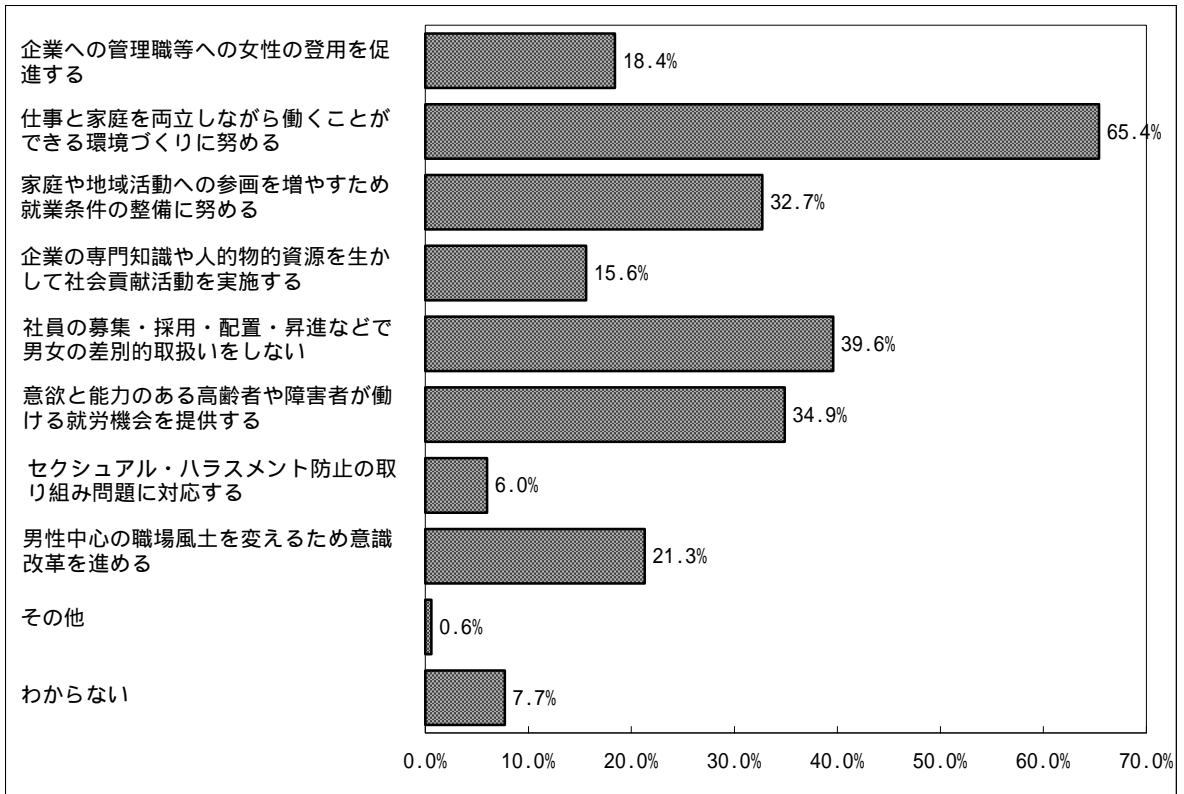


イ 男女別

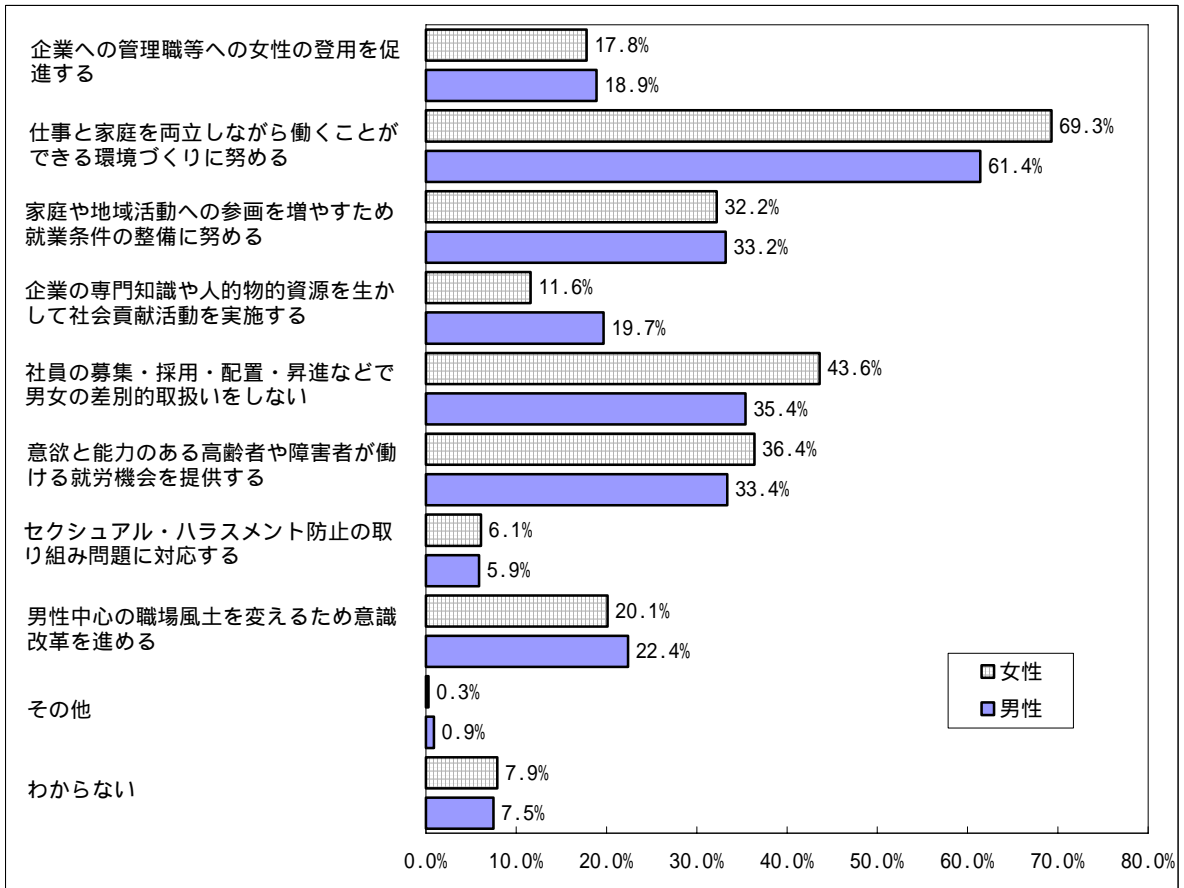


企業に期待すること

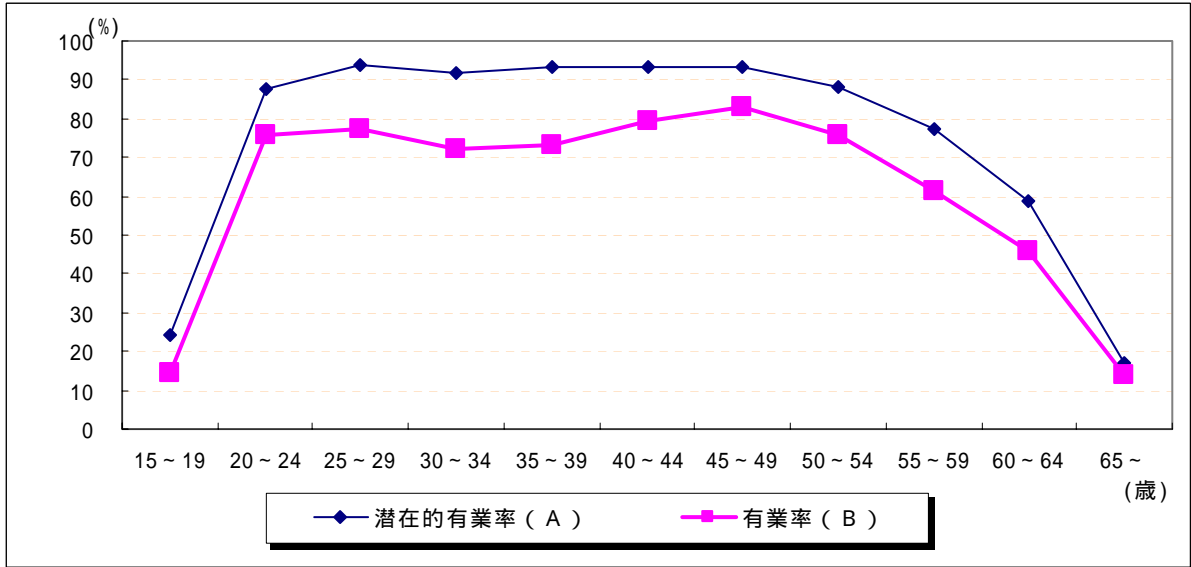
ア 全体



イ 男女別



2 本県女性の年齢階層別潜在的有業率と年齢階層別有業率比較

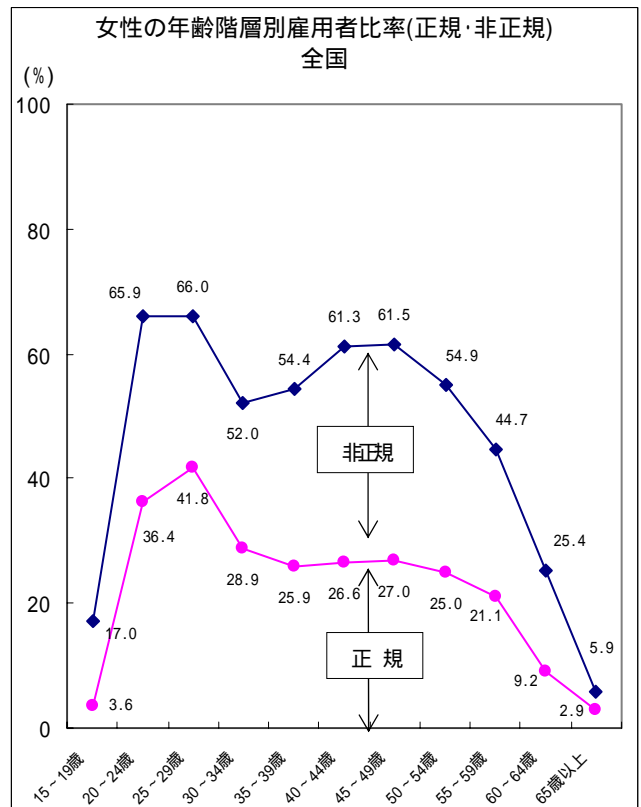
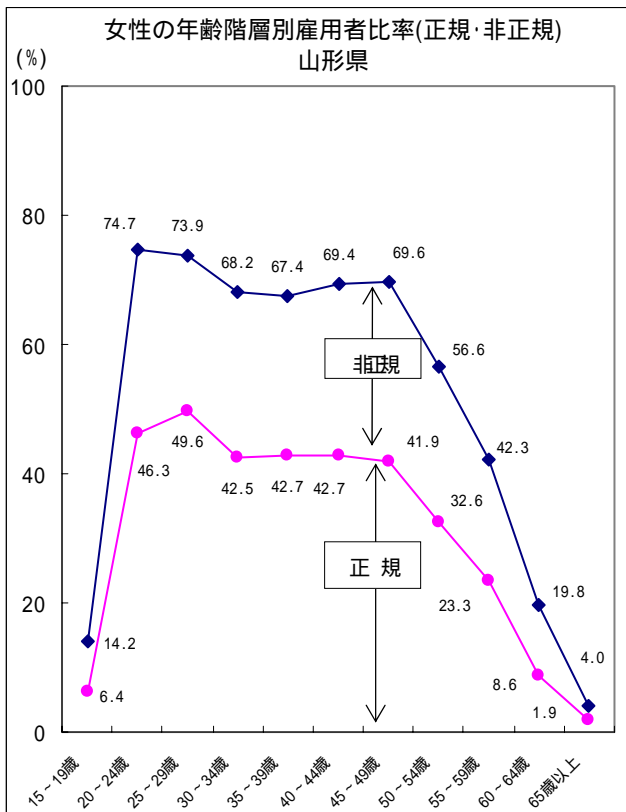


(単位: %)

年齢階層	15～19	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60～64	65～
潜在的有業率(A)	24.3	87.7	94.0	91.6	93.3	93.3	93.4	88.2	77.2	58.6	17.1
有業率(B)	14.5	75.7	77.4	72.0	73.0	79.4	83.1	76.0	61.2	45.7	13.8
(B) - (A)	-9.8	-12.0	-16.6	-19.6	-20.3	-13.9	-10.3	-12.2	-16.0	-12.9	-3.3

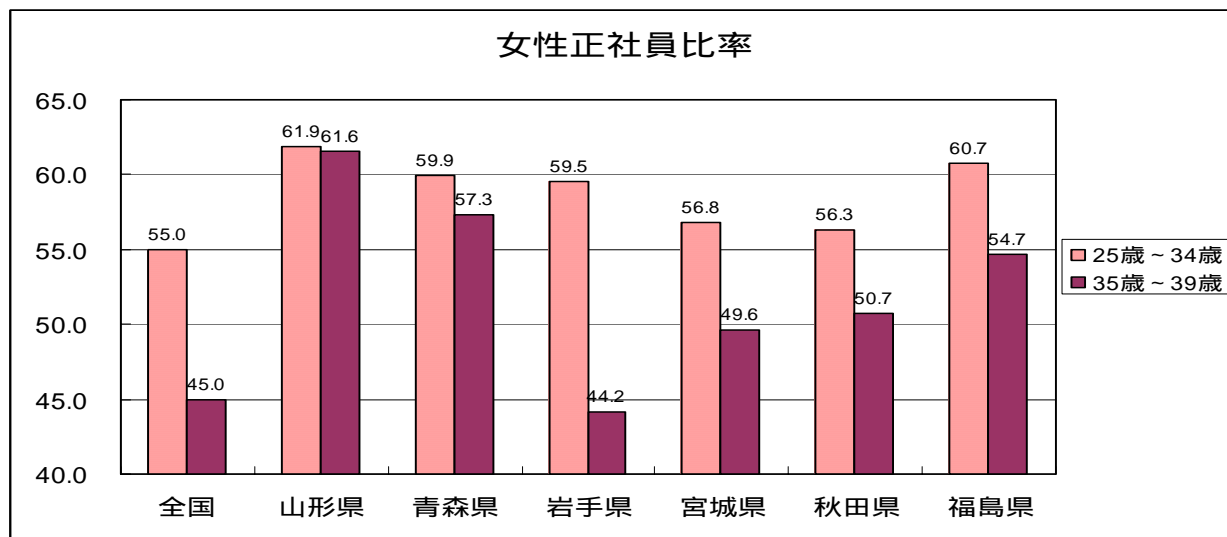
(資料: 総務省「平成14年就業構造基本調査」)

3 女性の年齢階層別正規・非正規社員の状況



(資料: 総務省「平成14年就業構造基本調査」)

4 女性の正社員比率（全国及び東北各県比率）



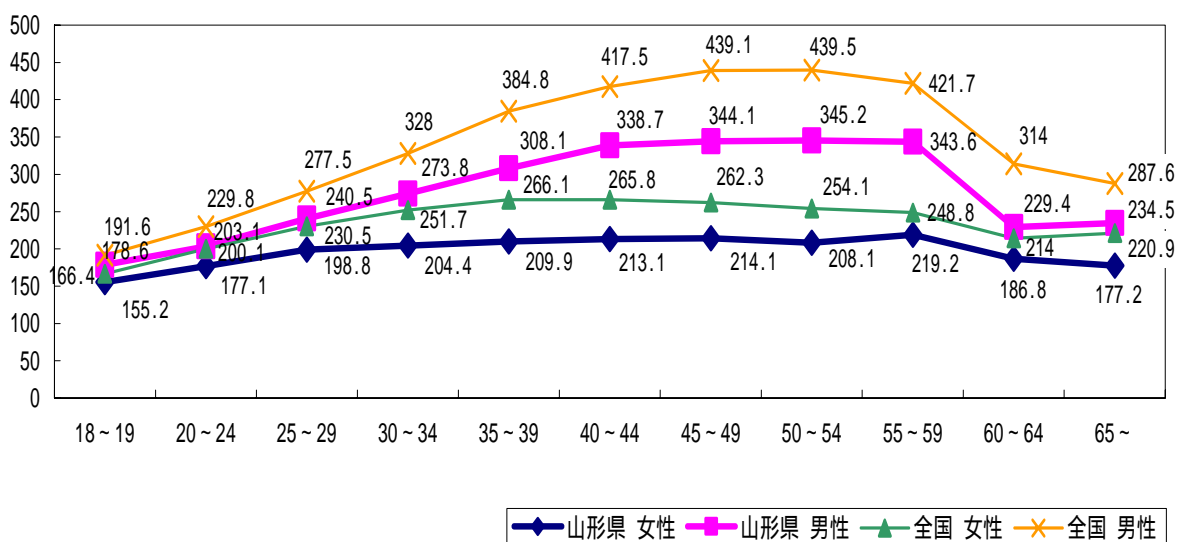
（資料：総務省「平成14年就業構造基本調査」）

5 男女間の賃金格差について

一般労働者の賃金実態

区分	平均年齢 (歳)	勤続年数 (年)	決まって支給する 現金給与額		所定内給与額		年間賞与 その他特別給与		
			(千円)	前年比	(千円)	前年比	(千円)	前年比	
山形県	女性	40.2	10.9	204.4	106.1%	192.1	105.8%	459.7	118.4%
	男性	40.6	13.4	298.3	101.5%	271.7	101.1%	622.3	100.0%
全国	女性	38.3	9.0	241.7	101.0%	225.6	100.6%	601.8	97.5%
	男性	41.3	13.4	367.7	99.8%	333.9	99.5%	1,014.6	96.2%
男女間 賃金格差	山形県			68.5%	+2.9%	70.7%	+3.1%		
	全国			65.7%	+0.8%	67.6%	+0.8%		
全国との 賃金格差	女性			84.6%	+4.1%	85.2%	+4.2%		
	男性			81.1%	+1.4%	81.4%	+1.3%		

年齢階級別決まって支給する現金給与額



（資料：厚生労働省「平成16年賃金構造基本統計調査」）

6 夫と妻の生活時間について

	全 国				山 形 県	
	夫も妻も有業(共働き)の世帯		夫が有業で妻が無業の世帯		25～44歳有業者	
	夫	妻	夫	妻	男	女
1次活動	10.14	10.02	10.15	10.18	10.11	10.29
睡眠	7.37	7.08	7.37	7.18	7.44	7.13
身の回りの用事	1.00	1.16	1.01	1.16	1.05	1.18
食事	1.37	1.38	1.37	1.45	1.22	1.26
2次活動	8.10	9.05	8.17	7.04	8.43	8.32
通勤・通学	0.44	0.25	0.53	0.01	0.38	0.28
仕事	7.01	4.29	6.51	0.03	7.27	5.35
家事関連時間	0.25	4.12	0.32	6.59	0.39	2.65
3次活動	5.36	4.53	5.28	6.37	5.06	4.80
休養等自由時間活動	3.30	3.00	3.21	3.51	2.60	2.80
積極的自由時間活動	0.58	0.42	0.58	1.05	0.58	0.40
交際・付き合い	0.21	0.19	0.19	0.28	0.18	0.38

(資料：総務省「平成13年社会生活基本調査」) 山形県は全国と同じデータがないため25～44歳有業者で掲載)

7 農林業女性従事者数及び構成比

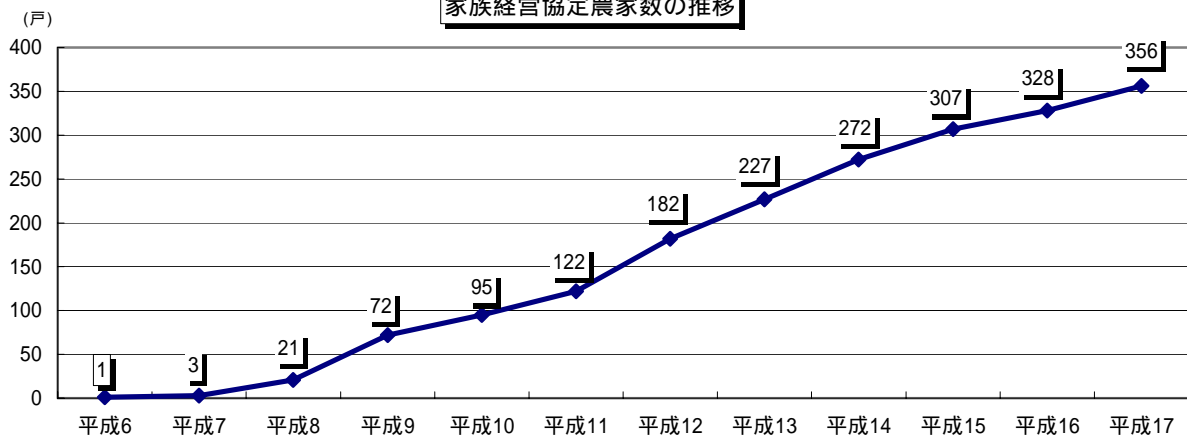
農業就業人口(販売農家)

(単位：人、%)

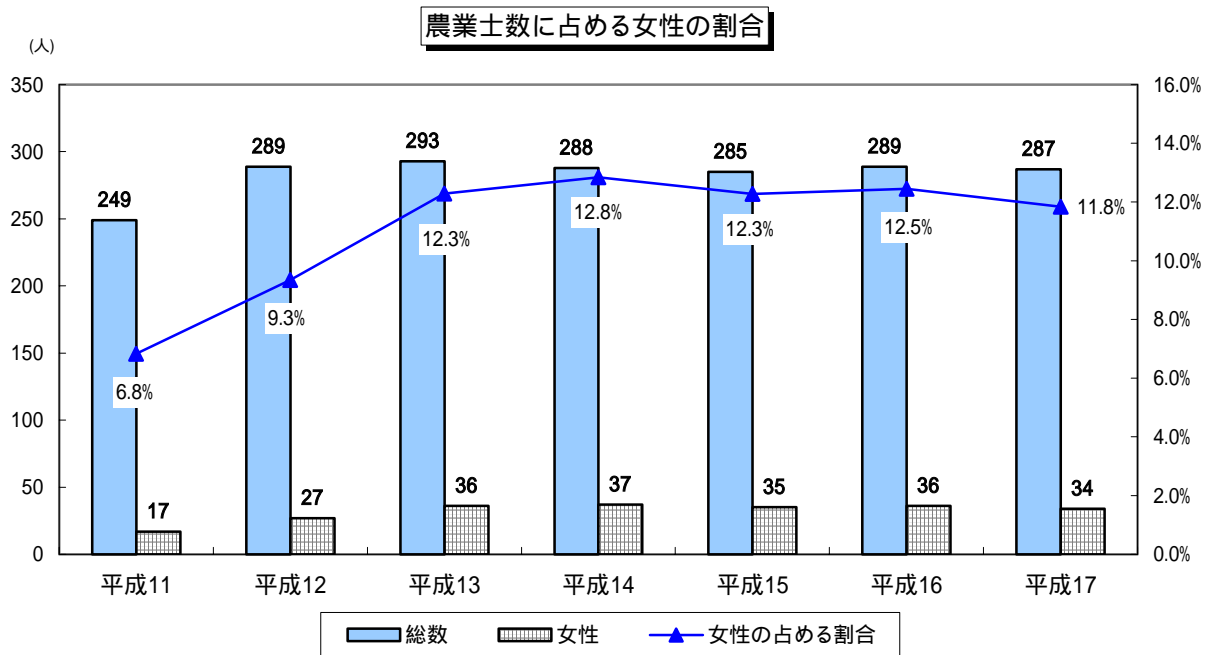
	平成12年		平成17年	
	就業人口	割合	就業人口	割合
総 数	93,536	100.0	85,384	100.0
女 性	49,070	52.5	42,943	50.3
男 性	44,466	47.5	42,441	49.7

(資料：山形県「2000年世界農林業センサス結果報告書」、「2005年農林業センサス農林業経営体調査」)

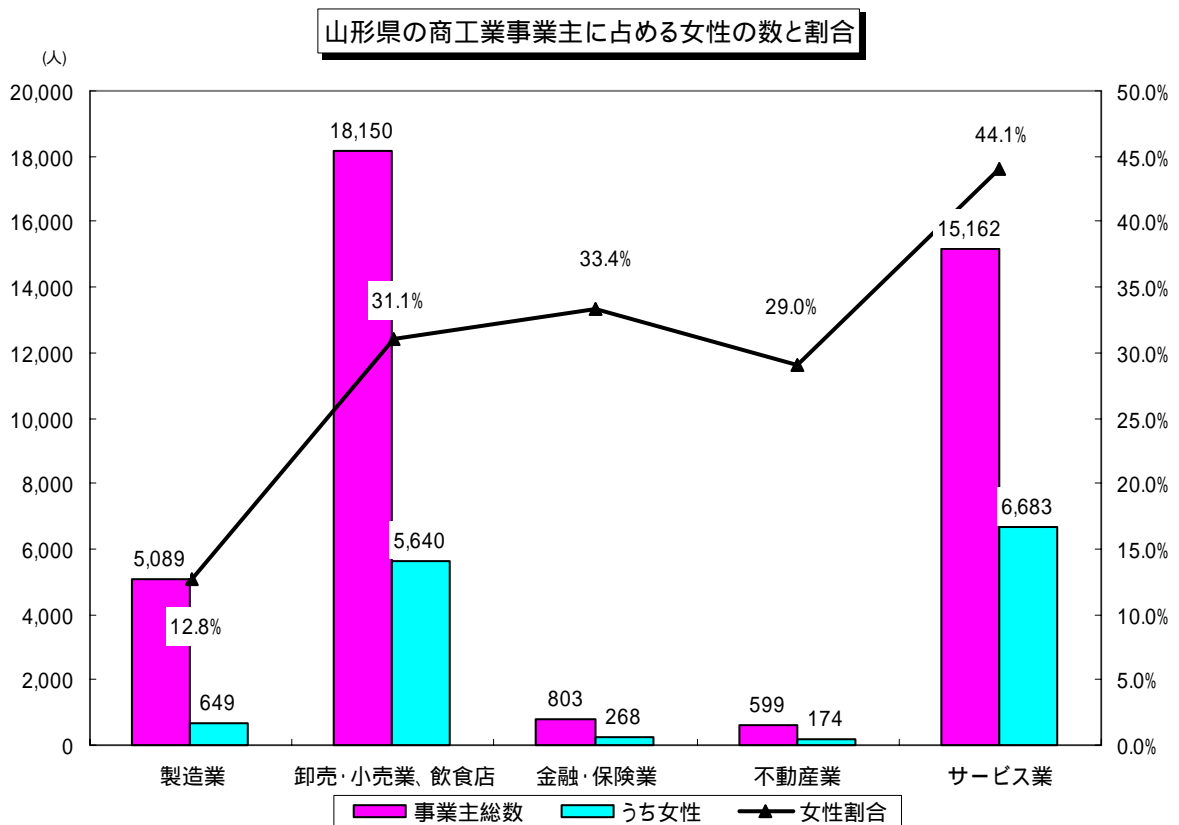
家族経営協定農家数の推移



(資料：山形県農業技術課調べ(平成13年まで毎年8月、平成14年からは毎年3月末)現在)



8 商工業の事業主及び家族従業者数に占める女性の数と割合



山形県男女共同参画計画(改訂版)

平成 18 年 3 月発行

発行者 山形県文化環境部女性青少年政策室

〒990-8570 山形市松波二丁目 8 - 1

電話 023-630-2694

ホームページ <http://www.pref.yamagata.jp/>